

パサージュ・たま運営委員会設置要綱

（設置）

第1条 パサージュ・たま運営委員会（以下「運営委員会」という。）
は、パサージュ・たま実施要綱第5条の規定に基づき設置する。

（目的）

第2条 運営委員会の組織及び運営に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

（役割）

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる役割を担う。

- （1）事業内容の調整に関すること。
- （2）参加団体の調整に関すること。
- （3）広報に関すること。
- （4）その他パサージュ・たまの実施に関すること。

（組織）

第4条 委員は、パサージュ・たま実施要綱第4条の2により参加を認められた団体の代表者又は職員、その他適当と認める者で組織する。

2 運営委員会は、必要に応じて、オブザーバー及び部会を置くことができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 運営委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は1年とする。ただし、特に期限を付した場合を除き、選任の日が属する年度の末日までとする。

2 委員に変更があるときは、当該委員が所属する団体の他の者が引き継ぐものとする。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができ、特に申し出がないときは、任期の満了日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(招集)

第7条 運営委員会は、委員長が招集する。

2 委員長及び副委員長を除き、委員に事故があるときは、当該委員が所属する団体の他の者が代理して運営委員会に出席することができる。

(事務局)

第8条 運営委員会の事務局を多摩区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域ケア推進課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。